

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

次の(1)(2)いずれかに該当する札幌市内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。)

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対して50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権又は前渡金返還請求権を有していること。

(2) 申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

※ 再生手続開始申立等事業者名及び指定期間については、官報に経済産業省告示として掲載されます。指定期間は再生手続開始申立等を行った日から1年間です。

2 認定申請手続について

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書に必要事項をご記のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

なお、申請受付時間は9:00~12:00、13:00~16:30です。

共通書類	・ 再生手続開始申立等事業者に対する債権額の確認ができる資料 例) 支払内訳書、受取手形、売掛金元帳、請求書、納品書などの写し
法人の場合	・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し ・ 決算報告書の写し(直近1期分)
個人の場合	・ 確定申告書の写し(直近1期分)※事業所の所在地を確認できるもの

(2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則当日中に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。

(3) 認定書は、有効期間内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター

(新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口)

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目

北海道経済センタービル2階

電話:011-231-0568

【制度の運用】

札幌市経済観光局産業振興部

商業・経営支援担当課金融・経営支援担当係

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎 15階

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
申請者 企業名
代表者
電話番号

私は_____が、 年 月 日_____の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 _____に対する売掛金 _____ 円
うち回収困難な額 _____ 円

2 _____に対する取引依存度

$\frac{A}{B}$ _____ %
A; 年 月 日から 年 月 日までの _____ 円
_____に対する取引額等

B; 上記期間中の全取引額等 _____ 円

※ 1、2のいずれかを記載すること。

札幌企第 _____ 号
令和 年(_____ 年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋元 克広

(留意事項)

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 本認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。